

# 尼崎市市民課窓口等業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

## 1 業務の概要

- (1) 件名 尼崎市市民課窓口等業務委託
- (2) 業務内容 別紙「尼崎市市民課窓口等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 選定方式 公募型プロポーザル方式
- (4) 提案上限額 1,332,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

年 度	上 限 額	契 約 期 間
令和 8 年度	296,000 千円	令和 8 年 8 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
令和 9 年度	444,000 千円	令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日
令和 10 年度	444,000 千円	令和 10 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日
令和 11 年度	148,000 千円	令和 11 年 4 月 1 日～令和 11 年 7 月 31 日
合 計	1,332,000 千円	

※ この金額は、業務開始（令和 8 年 8 月 1 日）までの準備行為に要する全ての経費も含むものとする。

※ この金額は予定価格であり、契約額を示すものではない。

※ 提案価格が提案上限額を上回っている場合は失格とする。

- (5) 契約期間 委託期間は、令和 8 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までを見込んだ提案を求める。ただし、契約締結は各年度の予算の範囲内で 1 年ごとに契約を行う。なお、受託者の毎年度（令和 8 年度は令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで）の業務実績等を評価し、特段問題がないと判断した場合に限り、翌年度も同一業者と契約を締結するものとする。  
また、令和 8 年 8 月 1 日からの業務履行に当たって、市民課窓口等業務が円滑に行われるよう受託者の負担と責任において、契約期間の開始日時点で必要な準備等が遅滞なく完了していること。

## 2 参加者の資格要件等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 尼崎市契約規則第 4 条に規定する競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 国税、地方税の未納がないこと。
- (3) 企業、団体その代表者等が、次の事項に該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
  - イ 尼崎市（以下「本市」という。）から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者
  - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者
  - エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

- (ア) 宗教活動や政治活動を目的とする団体
  - (イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
  - (ウ) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
  - (エ) 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 7 号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）
  - (オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条及び第 8 条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
  - (カ) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
  - (キ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体
- (4) プライバシーマーク（JISQ15001）、又は情報セキュリティマネジメントシステム（JISQ27001 又は ISO27001）の認証を取得していること。
- (5) コンソーシアムで提案する場合（代表事業者が上記(1)～(4)の要件に該当し、かつ、他の構成事業者が上記(2)～(4)の要件に該当すること）  
ア 2 者又は 3 者で共同事業体を構成するものとし、全体の意思決定、運営管理等に責任を持つ共同提案の代表事業者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。  
また、代表事業者は、「共同事業体構成表」（様式 5）を提出すること。  
イ 代表事業者は他の構成事業者から「共同事業体委任状」（様式 6）を徴取し、提出すること。  
ウ 構成事業者の出資比率は、次のとおりとすること。  
2 者の場合は 30 パーセント以上、3 者の場合は 20 パーセント以上。  
エ 代表事業者の出資比率は、構成事業者の中で最大とすること。  
オ 構成事業者は、他の共同事業体の構成事業者以外で構成すること。また、当該構成事業者は、単独でこの提案に参加していないこと。
- (6) 対象業務や類似業務（関連業務を含む。）について、活動実績を有する事業体であって、規模や人員体制などから対象業務を実施することが可能な事業体であること。
- (7) 労働関係法令を遵守している事業体であること。

### 3 応募者の失格

応募者が次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は失格とする。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載又は重大な誤りがある場合

- (3) 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと本市が判断した場合

#### 4 再委託の禁止

受託業者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承認を得なければならない。

#### 5 スケジュール（予定）

項目	日程
募集要項の公表	令和8年1月9日（金）
参加表明書等の提出期限	令和8年1月23日（金）午後5時まで
質問書の提出期限	令和8年1月23日（金）午後5時まで
質問に対する回答	令和8年2月6日（金）までに本市ホームページ上に掲載する。
企画提案書等の提出期限	令和8年2月27日（金）午後5時まで
プレゼンテーション	令和8年3月16日（月）～17日（火）予定
審査結果の決定	手続き終了後、速やかに

#### 6 参加申込手続

##### (1) 提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の通り書類を提出すること。

様式1 参加表明書（コンソーシアムでの参加の場合は、代表事業者のみ提出）1部

様式2 参加資格等確認書 1部

様式3 会社概要書 8部

様式4 受託業務実績書 8部

様式5 共同事業体構成表（コンソーシアムで参加する場合のみ提出）1部

様式6 共同事業体委任状（コンソーシアムで参加する場合のみ提出）1部

(2) 提出期限 令和8年1月23日（金）午後5時必着

(3) 提出先 尼崎市役所本庁 北館2階 窓口サービス推進担当 管理担当

(4) 提出方法 持参又は書留郵便によること。（後述12の「連絡先」参照）

※ 持参の場合はあらかじめ電話で来庁日時を連絡すること。

(5) その他

ア 提出期限までに参加表明書等の提出がない場合は、企画提案書等の提出の意思がないものとみなす。

イ 参加表明書を提出した後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を提出すること。

## 7 仕様書等に関する質問の受付

- (1) 提出書類 質問書（様式8）  
(2) 提出期限 令和8年1月23日（金）午後5時必着  
(3) 提出先 尼崎市 総務局 市民サービス部 窓口サービス推進担当 管理担当  
(4) 提出方法 電子メール（後述12の「連絡先」参照）  
(5) 注意事項

ア 電子メールの送信後、質問者から本市担当者へ電話にて受信確認を行うこと。

イ 質問の趣旨について、本市担当者から質問者へ問い合わせを行うことがある。

## 8 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類 億格提案書（様式9）、企画提案書様式（様式10）、労働環境調書（様式11）  
(2) 提出期限 令和8年2月27日（金）午後5時必着  
(3) 提出先 尼崎市役所本庁 北館2階 窓口サービス推進担当 管理担当  
(4) 提出方法 尼崎市役所窓口サービス推進担当へ持参すること。  
その際は、あらかじめ電話で来庁日時を連絡すること。  
(5) 留意事項  
ア 提出書類は、紙に印刷された文書10部を提出すること。  
イ 億格提案書は、別紙で業務内容ごとの内訳を提出すること。  
ウ 企画提案書の表紙には、提出日及び企画提案者名についても記載すること。  
エ 企画提案書は、原則A4版で、ページ番号を付けること。  
(6) 企画提案書の内容  
企画提案書は基礎評価の資料とするため、「評価基準審査表」に示す提案事項の順序で作成すること。

## 9 優先交渉権者等の選定方法

- (1) 選定についての基本的な考え方

本市が設置する選定会議において、提案内容を公平かつ厳正に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者として決定する。また次点交渉権者も併せて決定する。

- (2) 評価の方法及び基準

企画提案書及びプレゼンテーションにより、提案内容を評価し、採点する。評価項目及び評価基準は「評価基準審査表」のとおりとする。

なお、選定に当たっては、本市が求める基準を満たした事業者のうち、市内事業者（尼崎市内に本社や本店等がある場合）又は準市内事業者（尼崎市内に支店や営業所等がある場合）

である場合や、事業実施に際して市内在住者の雇用を行う提案があった事業者には一定の加点を行う。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれかが条件を満たせば、加点の対象とする。

(3) プレゼンテーションの概要

ア 開催日時 令和 8 年 3 月 16 日（月）～17 日（火）（予定）

イ 開催場所 尼崎市役所（予定）

（〒660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号）

時間、詳細などは後日連絡する。

ウ 時間配分 1 事業者当たり概要説明、質疑応答を含めて 60 分以内でプレゼンテーションを行うこと。（なお、概要説明は概ね 30 分以内を目安とする。）

エ その他 プレゼンテーションの内容は、先に提出している企画提案書の内容等に沿ってを行うこと。また、プレゼンテーションの実施に際し、パソコンやスクリーン等の機材が必要な場合は、当日持参するとともに、事前に申し出ること。

(4) 審査方法

ア 審査は本市の職員で組織する選定会議による公募型プロポーザル方式により、プレゼンテーションの結果を総合的に評価し選定する。

イ 審査員一人当たりの持ち点に選定会議への出席審査員数を乗じた点を満点とする。選定会議による審査の結果、最高得点の応募者を優先交渉権者として選定する。

ウ 最高得点が同じ場合は、出席委員の多数決により決し、可否同数のときは委員長が決する。ただし、出席委員の平均点が総得点の半分に満たない者は優先交渉権者に選定しない。

エ 応募者が 1 者の場合であっても選定を行うものとし、審査の結果、企画提案の内容が仕様を満たしていると認められた場合は、その応募者を優先交渉権者として選定する。

オ プレゼンテーション実施後、本市が必要と認めたときは、企画提案書一式の内容について説明や資料を求める場合がある。

(5) 選定結果の通知

選定結果については、プレゼンテーションを実施した全事業者に対して郵送にて選定結果を送付する。

(6) 優先交渉権者との協議

選定された優先交渉権者と、仕様、範囲、体制、役割及び詳細見積等について速やかに協議のうえ、本市の契約手続を経て本業務に関する受託事業者とする。優先交渉権者との協議が調わない場合は、次点交渉権者と協議を行うこととする。

## 10 契約締結

業者決定後、決定業者と契約締結に向け細部の協議を実施する。なお、契約事務は所管課で行い、令和 9 年度以降の契約スケジュールについては所管課の指示に従うこと。

## 1.1 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加事業者の負担とする。
- (2) 本業務は令和8年度予算が成立した時点で有効なものとなるため、予算不成立の場合は本業務を実施せず、これに伴いプロポーザル参加事業者において損害が生じた場合も、本市はその損害について負担しない。
- (3) 電子メール等の通信事故について、本市はいかなる責任も負わない。
- (4) 提出期限以降の書類の差替え及び修正は認めない。
- (5) 提出された書類等は、一切返却しない。
- (6) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、尼崎市情報公開条例に基づき提出書類等を公開することがある。
- (7) 審査結果の詳細については公表しない。
- (8) 本プロポーザルにおいて入手した本市の情報等を本プロポーザルの目的以外に使用すること及び第三者に漏らすことを禁ずる。
- (9) 本市が必要と認めたときは、追加資料等の提出や修正を求める場合がある。

## 1.2 連絡先

総務局 市民サービス部 窓口サービス推進担当 管理担当 (担当: 尾崎、大森)

〒660-8501

尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館2階

電話番号 06-6489-6473

ファックス 06-6483-2282

Eメール ama-shiminka@city.amagasaki.hyogo.jp